



## ペットの終活・私の終活 相談室



### ～長生きへの備え～

100歳以上の高齢者が、過去最多8万6千人以上！  
悔いなく、元気で生き抜くために、今から備えておきませんか？！

#### Q 01

10歳の猫と二人暮らし、  
そろそろ定年(60歳)後の  
生活資金を考えておきたいと思います。  
いくら準備しておけばよいでしょうか？

**A** 「老後資金2,000万円」と言われていますが、これは日本人の平均寿命を考えると、60歳定年後の「老後」が20年程度あると考え、公的年金以外の資金が1,300～2,000万円必要だという金融庁の報告書(2016年金融審議会市場WG「高齢社会における資産形成・管理」より)をもとにしたものです。これは夫婦二人分ですが、「そんなに必要な!大変!」と思っぴっくりですね。これは食費・住居費等に一般的な医療費の額を足しただけのもの。つまり趣味を楽しんだり旅行に行ったり美味しいものを食べたりという、「豊かな老後」の資金は入っていません。豊かな老後には、プラス14万円/月で、合計3,500万円という話も聞きます。

老後資金は、それまで生きてきた生活がベースになりますので、自分の「老後」に入ってくるお金と出ていくお金を計算しておくのが良いでしょう。なお年金支給開始は65歳からなので、定年後の5年間の生活費をどうするか、早めの対策が必要ですね。

老後に入ってくる退職金や公的年金、厚生年金や個人年金などの入ってくるお金と、今の生活に掛かっているお金(家計)を整理して何にいくらお金を使っているのかを洗い出せば、ある程度はわかるといえます。そこに今より確実に増加する医療費などをプラス。さらに、一緒に生きる猫ちゃんの生活費用(年16万円程度)入れてください。また入院などで猫ちゃんと離れなければならない場合もありますし、万一の場合の猫ちゃんの老後に備えておくことも、忘れずに。老猫ちゃんには病院代もかかります。家族の老後もちゃんと考えておいてあげたいですね。



公認会計士 梨岡 英理子 さん

(なしおか・えりこ)公認会計士・税理士。環境会計。環境からCS情報開示や会計に携わる。1級愛玩動物飼養管理士。

#### Q 02

最近よく聞く、  
『成年後見制度』って、どんな制度？  
認知症になる前に  
備えておかななくてはならないの？

**A** 認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、財産を管理したり、身のまわりの世話のための介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、その他重要な契約や協議をしたりする必要があっても、ご自身でこれらのことをするのが難しい場合があります。不十分な判断能力につけこまれて、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような人を保護し、支援するのが『成年後見制度』です。

成年後見には、大きく分けると、「法定後見」と「任意後見」の2つの制度があります。

「法定後見」では、判断能力が不十分な状態になってきた時に、ご自身やご家族などが家庭裁判所に申立を行い、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任する制度です。また、後見人の権限

も基本的に法律で定められています。

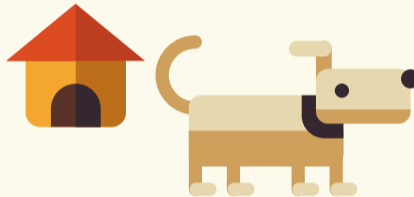
「任意後見」では、判断能力が不十分な状態になる前に、ご自身が後見人(任意後見人といいます)となる人やその権限を決めることができます。

また、後見人を監督する立場の人(法定後見制度では後見監督人、保佐監督人、補助監督人)は、法定後見では家庭裁判所の判断で選任されるかどうかは事案によりますが、任意後見(任意後見制度では任意後見監督人といいます)では、家庭裁判所により必ず選任されるという違いもあります。成年後見人の仕事は、先にも述べたとおり、判断能力が不十分な人(本人といいます)の生活・医療・介護・福祉などについて、本人の環境や状態に配慮しながら本人を保護・支援します。具体的には、本人の財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子などを考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、本人に代わって介護契約の締結や医療費の支払いなどを行ったりします。ただし、食事の世話や実際の介護などは、一般的に成年後見人の仕事ではありません。



司法書士 木村 貴裕 さん

(きむら・たかひろ)大阪生まれの司法書士。谷崎・木村合同事務所、所長。大阪司法書士会 登記委員会所属。後継者の軍師\*1級認定コンサルタント。



#### Q 03

『任意後見制度』は、  
いつごろから始めるといいの？  
後見人の選び方は？  
何を願えばいいの？費用は？

**A** ■任意後見制度の始めどき  
後見制度は、判断能力に問題がある人のための制度なので、しっかり判断できている間は何かしらなくても大丈夫!と思われている人がいらっやいます。

しかし、法定後見制度と違って、任意後見制度は自分の判断能力がしっかりしているうちに、自分の好みに合わせてデザインできる後見制度です。ですから、判断能力がなくなってから任意後見制度を利用しようとしても遅いのです。任意後見制度は、任意後見契約を締結することを内容とするものですから、ご自身が契約の内容を理解して自分で契約を締結しなければなりません。

ただ、自分が将来判断能力を失うかどうかを、今の時点で予測して決断することは容易なことではありません。目安としては、以下のような状況にある場合などには、積極的に任意後見制度の利用を考えてみられるといいでしょう。

- 自分の介護の方法についてこだわりがある
- 今飼っているペットがどうなるのか心配・・・
- 子供たちが自分の財産を巡って将来争うおそれがある
- 最期は身ぎれいにして逝きたい
- 健康に不安がある

#### ■後見人の選び方

任意後見制度を利用する際には、後見人となる人を自分で選ぶことができます。

誰を選んでもいいのですが、後見人はあなたの財産を管理下に置いて、大きな責任を負うことになりますから、軽い気持ちで依頼することではありません。後見人は、あなたの財産や生活状況について裁判所に定期的に報告することが求め

られるのはもちろんのこと、財産を管理しているので親族から敵対視されてあらぬ疑いをかけられることもあります。

そのような重責を全うできる人を選ばなければなりません。

もし、親族等に適任者がいなければ、弁護士や司法書士に依頼するのも1つです。

#### ■依頼の内容

任意後見制度では、後見事務の内容を事前に決めておくことができます。

どういふことにいくら使って欲しい、病院や入居施設はここにしたい、施設入居のための費用は自宅を売却してその代金から出して欲しい、延命治療はしないで欲しい、終末期は自宅で過ごしたい、などのご自身に関するだけでなく、ペットの面倒を託したい人、ペットのために使って欲しいお金の額、ペットの医療や葬儀についての希望などについても細かく内容を決めておくことができます。

任意後見契約はあくまでも「契約」なので、その内容が公序良俗に違反しない内容である限りは自由にデザインすることができます。

#### ■任意後見制度を利用するための費用

【1】…任意後見制度を利用するには、公正証書を作成しなければなりません。その作成料として、以下の費用がかかります(日本公証人連合会のHPから)。

##### ①公証役場の手数料

1契約につき1万1,000円、それに証書の枚数が法務省令で定める枚数の計算方法により4枚を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算されます。

##### ②法務局に納める印紙代…2,600円

##### ③法務局への登記嘱託料…1,400円

##### ④書留郵便料…約540円

##### ⑤正本謄本の作成手数料…1枚250円×枚数

#### 【2】…成年後見人の報酬

親族に後見人をお願いする時は、多くの場合は無償でされているようです。

弁護士や司法書士等の職業専門家に依頼する場合は、東京家庭裁判所の基準では、通常は月額2万円程度ですが、管理する財産の額が高額な場合は財産管理事務が複雑で困難になることが多いため、金額がアップします。だいたい管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額が月額3万円から4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額が月額5万円から6万円くらいとされているようです。この額は、法定後見制度でも任意後見制度でも同じです。

#### 【3】…任意後見監督人の報酬

任意後見制度は、ご本人の判断能力が低下して後見が必要な状態になった場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから開始します。

つまり、必ず任意後見監督人が選任されることになり、当該後見監督人に対する報酬が発生します。

その額のめやすは、管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円から2万円、管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円から3万円とされています。

#### 【4】…弁護士・司法書士の報酬

法律の専門家に対して、任意後見契約の内容についてのアドバイスを求めたり、後見が開始するまでの財産管理も併せてお願いしたり、死後のいろいろな手続きや財産処理までお願いしたりすることがあります。

その際には、別途、法律専門家に対する報酬が発生しますが、どのようなことを依頼するかによって金額はまるで変わってきますし、財産の額が大きければ大きいほどその額が大きくなる可能性があります。依頼するに当たっては、報酬についての説明を事前によく聞くようにしましょう。



弁護士 檜山 洋子 さん

(ひやま・ようこ)広島市出身の弁護士・米国ニューヨーク州弁護士。ヒヤマ・クボタ法律事務所代表。大阪弁護士会 公害対策・環境保全委員会、子どもの権利委員会。一級愛玩動物飼養管理士。